

令和 3 年 3 月
令和 3 年第 2 回 栃木市議会定例会
議案説明書（その 1）

栃 木 市

番 号	件 名	
議案第 3号	令和3年度栃木市一般会計予算	別冊
議案第 4号	令和3年度栃木市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 5号	令和3年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 6号	令和3年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	別冊
議案第 7号	令和3年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	別冊
議案第 8号	令和3年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計予算	別冊
議案第 9号	令和3年度栃木市平川産業団地特別会計予算	別冊
議案第10号	令和3年度栃木市水道事業会計予算	別冊
議案第11号	令和3年度栃木市下水道事業会計予算	別冊
議案第12号	令和2年度栃木市一般会計補正予算（第11号）	別冊
議案第13号	令和2年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	別冊
議案第14号	令和2年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第15号	令和2年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）	別冊
議案第16号	令和2年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定） 補正予算（第2号）	別冊
議案第17号	令和2年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第18号	令和2年度栃木市下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第19号	栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区拠点施設条例の制定について	1
議案第20号	栃木市副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について	2
議案第21号	栃木市特別会計条例の制定について	3
議案第22号	栃木市立美術館条例の制定について	4
議案第23号	栃木市立文学館条例の制定について	5
議案第24号	栃木市立美術館・文学館運営協議会条例の制定について	6
議案第25号	栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第26号	栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	12
議案第27号	栃木市斎場条例の一部を改正する条例の制定について	18
議案第28号	栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例の制定について	24

議案第29号 栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	34
議案第30号 栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	46
議案第31号 栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	62
議案第32号 栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	108
議案第33号 栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	116
議案第34号 栃木市保護費即時払基金条例の一部を改正する条例の制定について	124
議案第35号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	128
議案第36号 栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	136

(蔵の街課)

議案第19号

栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区拠点施設条例の制定

について

提案理由

市民の文化意識の高揚及び地域文化の交流を図ることを目的として、栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区拠点施設を設置するため、栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区拠点施設条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 以下略

(職 員 課)

議案第 20 号

栃木市副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について

提案理由

新型コロナウイルス感染症対策及び地域経済対策の財源確保を目的として、副市長及び教育長の給与を減額する措置を講じるため、栃木市副市長及び教育長の給与の特例に関する条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参考条文〕

議案第 19 号と同じ。

(財政課)

議案第21号

栃木市特別会計条例の制定について

提案理由

栃木インター西産業団地造成事業及び平川産業団地造成事業の開始に当たり、特別会計を設置する必要があるため、栃木市特別会計条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参考条文]

議案第19号と同じ。

(文 化 課)

議案第 22 号

栃木市立美術館条例の制定について

提案理由

美術に関する市民の知識及び教養の向上並びに特色ある観光の振興を図ることを目的として、栃木市立美術館を設置するため、栃木市立美術館条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参考条文]

議案第 19 号と同じ。

(文 化 課)

議案第 23 号

栃木市立文学館条例の制定について

提案理由

文学に関する市民の知識及び教養の向上並びに特色ある観光の振興を図ることを目的として、栃木市立文学館を設置するため、栃木市立文学館条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第 19 号と同じ。

(文 化 課)

議案第 24 号

栃木市立美術館・文学館運営協議会条例の制定について

提案理由

栃木市立美術館及び栃木市立文学館の事業、運営等について協議及び検討を行うことを目的として設置する栃木市立美術館・文学館運営協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるため、栃木市立美術館・文学館運営協議会条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参考条文]

議案第 19 号と同じ。

(市民生活課)

議案第25号

栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

印鑑登録証明書及び住民票の写しの自動交付機の廃止に当たり、及び国の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正を踏まえ、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市印鑑条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 印鑑登録原票等を職権抹消する事由のうち、後見開始の審判を受けたときは意思能力を有しない者となったときに改めること。（第12条関係）
- 2 自動交付機による印鑑登録証明書の交付に係る規定を削ること。
(第14条及び第15条関係)

〔参考条文〕

議案第19号と同じ。

議案第25号（市民生活課）

栃木市印鑑条例の一部を改正する条例

現	行
---	---

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 印鑑の登録（第2条—第12条）
- 第3章 印鑑登録の証明（第13条—第15条）
- 第4章 雜則（第16条—第20条）

附則

（印鑑登録原票等の職権抹消）

第12条 市長は、印鑑の登録を受けている者について、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、職権で当該印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票等を抹消しなければならない。

- (1) 略
- (2) 後見開始の審判を受けたとき。
- (3)・(4) 略

2 略

（自動交付機等による印鑑登録証明書の交付）

第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら自動交付機（本市の電子計算機と通信回線で接続された市が設置する印刷機能を備えた端末機で、これを利用する者が操作することにより、証明書が当該印刷機能によって自動的に印刷されるものをいう。）に、印鑑登録証（個人番号カードによる印鑑登録証を除く。）を使用し、暗証番号（印鑑登録証の不正な使用を防止するために暗証として入力される番号で、印鑑の登録を受けている者が市長に申請し、登録を受けたものをいう。次条において同じ。）を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線で接続された印刷機能を備えた端末機で、これを利用する者が操作することにより、証明書が当該印刷機能によって自動的に印刷されるものをいう。）に、個人番号カードによる印鑑登録証（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書

改 正 案

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 印鑑の登録（第2条—第12条）

第3章 印鑑登録の証明（第13条・第14条）

第4章 雜則（第15条—第19条）

附則

（印鑑登録原票等の職権抹消）

第12条 市長は、印鑑の登録を受けている者について、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、職権で当該印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票等を抹消しなければならない。

(1) 略

(2) 意思能力を有しない者となったとき。

(3)・(4) 略

2 略

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第14条

前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線で接続された印刷機能を備えた端末機で、これを利用する者が操作することにより、証明書が当該印刷機能によって自動的に印刷されるものをいう。）に、個人番号カードによる印鑑登録証（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子

現 行

が記録されたものに限る。) を使用し、暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。この場合において、入力する暗証番号は、同法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するためには用いるものとして、設定された番号とする。

(暗証番号の登録及び管理)

第15条 前条第1項の規定により印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、規則で定める申請書により、自ら市長に暗証番号の登録を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が本人であることを確認した上で、暗証番号を登録しなければならない。

3 前項の規定による確認については、官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書等により行うものとする。

4 第2項の規定により暗証番号を登録した者（以下「暗証番号登録者」という。）は、暗証番号を変更しようとするときは、規則で定める申請書により、自ら市長に申請しなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

5 暗証番号登録者は、暗証番号を廃止しようとするときは、規則で定める申請書により、自ら市長に申請しなければならない。

6 暗証番号登録者は、暗証番号を他人に漏らしてはならない。

7 市長は、登録された暗証番号を厳重に管理するものとする。

第4章 雜則

第16条～第20条 略

改 正 案

証明書が記録されたものに限る。) を使用し、暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。この場合において、入力する暗証番号は、同法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するため用いるものとして、設定された番号とする。

第4章 雜則

第15条～第19条 略

(保険医療課)

議案第26号

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、
栃木市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、議会の議決を求
めるもの。

◎改正の概要

- 1 軽減判定所得基準を改めること。（第23条関係）
- 2 課税の特例を改めること。（附則関係）

〔参考条文〕

議案第19号と同じ。

議案第26号（保険医療課）

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

現	行
(国民健康保険税の減額)	
第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。	
(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 <u>330,000円</u> を超えない世帯に係る納税義務者	
ア～カ 略	
(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 <u>330,000円</u> に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）	

改 正 案

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者
ア～カ 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）

現	行
ア～カ 略	
(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 <u>330,000円</u> に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）	
ア～カ 略	
附 則	
1～17 略	
(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)	
18 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に <u>所得税法（昭和40年法律第33号）</u> 第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から <u>15万円</u> を控除した金額によるものとする。）」とする。	

改 正 案

ア～カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

附 則

1～17 略

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

18 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

(斎場整備室)

議案第27号

栃木市斎場条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

施設の老朽化及び将来増加が見込まれる火葬需要に対応することを目的として、栃木市斎場を再整備するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市斎場条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 位置を改めること。（第2条関係）
- 2 式場及び靈安室を加え、靈きゅう車を削ること。（第3条関係）
- 3 精きゅう車に係る部分を改めること。（第4条、第5条及び第7条関係）
- 4 使用料を改めること。（別表関係）

〔参照条文〕

議案第19号と同じ。

議案第27号（斎場整備室）

栃木市斎場条例の一部を改正する条例

現	行	
(名称及び位置)		
第2条 斎場の名称及び位置は、次のとおりとする。		
名称 栃木市斎場		
位置 <u>栃木市平井町338番地</u>		
<u>(施設等)</u>		
第3条 栃木市斎場（以下「斎場」という。）の施設は、次のとおりとする。		
(1) 火葬場		
(2) 待合室		
<u>2 火葬を目的とする靈きゆう及び靈きゆう付添人を運送するため、斎場に、靈きゆう車を配置するものとする。</u>		
(利用者の範囲)		
第4条 <u>前条第1項各号の施設及び靈きゆう車（以下「施設等」という。）</u> を利用できる者は、市内に住所を有する者（次項において「本市住民」という。）とする。ただし、市長が特に必要と認め、その利用を承認した者については、この限りでない。		
2 略		
(利用の承認)		
第5条 <u>施設等</u> を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。		
<u>(使用料)</u>		
第7条 <u>施設等</u> の利用承認を受けた者は、使用料を納付しなければならない。		
2 略		
別表（第7条関係）		
1 施設使用料		
種別	単位	使用料
		本市の住民 その他

改 正 案

(名称及び位置)

第2条 斎場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 栃木市斎場

位置 栃木市岩舟町三谷1211番地1

(施設)

第3条 栃木市斎場（以下「斎場」という。）の施設は、次のとおりとする。

(1) 火葬場

(2) 待合室

(3) 式場

(4) 靈安室

(利用者の範囲)

第4条 前条各号の施設（以下「施設」という。）を利用することができる者は、市内に住所を有する者（次項において「本市住民」という。）とする。ただし、市長が特に必要と認め、その利用を承認した者については、この限りでない。

2 略

(利用の承認)

第5条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(使用料)

第7条 施設の利用承認を受けた者は、使用料を納付しなければならない。

2 略

別表（第7条関係）

種別	単位	使用料
		本市の住民 その他

現 行				
火葬場	大人	1 体	無料	<u>18, 000円</u>
	小人 (12歳未満)	1 体	無料	<u>13, 000円</u>
	死産児	1 胎	無料	<u>7, 000円</u>
	胞衣	1 胎		<u>2, 000円</u>
待合室	和室	1 室 (2時間以内)	<u>3, 000円</u>	<u>6, 000円</u>
	ロビー	無料		

備考 この表において「本市の住民」とは、申請者又は死亡者のいずれかが市内に住所を有する者である場合をいう。

2 精きゅう車使用料

区域	利用別	使用料	備考
市内	往路 1回	<u>4, 500円</u>	
	帰路 1回	<u>1, 500円</u>	
市外	往路 1回	<u>7, 000円</u>	市役所を起点として、4キロメートルを超える場合は、1キロメートルを増すごとに600円を加算する。
	帰路 1回	往路の半額	

改 正 案

火葬場	大人	1 体	無料	<u>51,000円</u>
	小人 (12歳未満)	1 体	無料	<u>35,000円</u>
	死産児	1 胎	無料	<u>20,000円</u>
	胞衣	1 胎	無料	<u>5,000円</u>
待合室		1 室 (2時間以内)	<u>3,000円</u>	<u>6,000円</u>
式場 (控室等を含む。)		1 式場(昼間の4時間 以内)	<u>6,000円</u>	<u>12,000円</u>
		1 式場(夜間)	<u>10,000円</u>	<u>20,000円</u>
靈安室		1 体 (24時間以内)	<u>2,500円</u>	<u>5,000円</u>

備考

- 1 この表において「本市の住民」とは、申請者又は死亡者のいずれかが市内に住所を有する者である場合をいう。
- 2 この表において「昼間」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- 3 この表において「夜間」とは、午後9時から午前9時までをいう。

(障がい福祉課)

議案第 28 号

栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 障がい者支援施設の一般原則を改めること。 (第3条関係)
- 2 非常災害対策を改めること。 (第7条関係)
- 3 就労支援員の常勤要件を廃止すること。 (第11条関係)
- 4 引用条項を改めること。 (第12条関係)
- 5 テレビ電話装置等の活用を加えること。 (第19条関係)
- 6 就労定着支援事業者との連絡調整に係る基準を定めること。
(第28条関係)
- 7 勤務体制の確保等を改めること。 (第37条関係)
- 8 業務継続計画の策定に係る基準を定めること。 (第37条の2関係)
- 9 衛生管理等を改めること。 (第39条関係)
- 10 身体拘束等の禁止を改めること。 (第41条関係)
- 11 虐待の防止に係る措置を定めること。 (第45条の2関係)

[参考条文]

議案第19号と同じ。

議案第28号（障がい福祉課）

栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

現	行
目次	
第1章 略	
第2章 設備及び運営に関する基準（第4条— <u>第45条</u> ）	
附則	
(障がい者支援施設の一般原則)	
第3条 略	
2 略	
3 障がい者支援施設は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、 <u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u>	
(非常災害対策)	
第7条 略	
2 略	
3 略	
(職員の配置の基準)	
第11条 障がい者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。	
(1)～(4) 略	
(5) 就労移行支援を行う場合	
ア～ウ 略	
エ <u>ア（イ）の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</u>	
オ 略	
(6)・(7) 略	
2～4 略	
(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)	

改 正 案

目次

第1章 略

第2章 設備及び運営に関する基準（第4条—第45条の2）

附則

(障がい者支援施設の一般原則)

第3条 略

2 略

3 障がい者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第7条 略

2

3 障がい者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 略

(職員の配置の基準)

第11条 障がい者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 就労移行支援を行う場合

ア～ウ 略

エ 略

(6)・(7) 略

2～4 略

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)

現	行
第12条 複数の昼間実施サービスを行う障がい者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第1項第2号エ、第3号エ及びオ、第4号エ、第5号ウ（イ（ア）に係る部分を除く。） <u>及びエ</u> 並びに第6号イの規定にかかわらず、当該障がい者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。	
2 複数の昼間実施サービスを行う障がい者支援施設は、前条第1項第2号ア（ウ）及びオ、第3号ア（イ）及びカ、第4号ア（イ）及びオ、第5号ア（ウ）、 <u>イ（イ）及びオ</u> 並びに第6号ア（イ）及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障がい者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。	
(1)・(2) 略	
	(施設障がい福祉サービス計画の作成等)
第19条 略	
2～4 略	
5 サービス管理責任者は、施設障がい福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障がい福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を <u>いう</u> 。）を開催し、前項に規定する施設障がい福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。	
6～10 略	
	(職場への定着のための <u>支援</u> の実施)
第28条 略	
2 略	

改 正 案

第12条 複数の昼間実施サービスを行う障がい者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第1項第2号エ、第3号エ及びオ、第4号エ、第5号ウ（イ（ア）に係る部分を除く。）並びに第6号イの規定にかかわらず、当該障がい者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う障がい者支援施設は、前条第1項第2号ア（ウ）及びオ、第3号ア（イ）及びカ、第4号ア（イ）及びオ、第5号ア（ウ）、イ（イ）及びエ並びに第6号ア（イ）及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障がい者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1)・(2) 略

(施設障がい福祉サービス計画の作成等)

第19条 略

2～4 略

5 サービス管理責任者は、施設障がい福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障がい福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 略

(職場への定着のための支援等の実施)

第28条 略

2 略

3 障がい者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木市条例第17号）第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同

現

行

(勤務体制の確保等)

第37条 略

2・3 略

(衛生管理等)

第39条 略

2 障がい者支援施設は、障がい者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

改 正 案

じ。) の利用を希望する場合には、第 1 項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第 194 条の 3 第 1 項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならぬい。

4 障がい者支援施設は、就労継続支援 B 型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第 2 項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第 37 条 略

2・3 略

4 障がい者支援施設は、適切な施設障がい福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 37 条の 2 障がい者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障がい福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障がい者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 障がい者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 39 条 略

2 障がい者支援施設は、当該障がい者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

現

行

(身体拘束等の禁止)

第41条 略

2 略

改 正 案

- (1) 当該障がい者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障がい者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該障がい者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(身体拘束等の禁止)

第41条 略

2 略

3 障がい者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(虐待の防止)

第45条の2 障がい者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該障がい者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障がい者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 指定障がい者支援施設の一般原則を改めること。 (第3条関係)
- 2 就労支援員の常勤要件を廃止すること。 (第5条関係)
- 3 引用条項を改めること。 (第6条、第13条及び第44条関係)
- 4 テレビ電話装置等の活用を加えること。 (第25条関係)
- 5 就労定着支援事業者との連絡調整に係る基準を定めること。
(第34条関係)
- 6 勤務体制の確保等を改めること。 (第45条関係)
- 7 業務継続計画の策定に係る基準を定めること。 (第45条の2関係)
- 8 非常災害対策を改めること。 (第47条関係)
- 9 衛生管理等を改めること。 (第48条関係)
- 10 掲示を改めること。 (第50条関係)

1 1 身体拘束等の禁止を改めること。 (第51条関係)

1 2 虐待の防止に係る措置を定めること。 (第57条の2関係)

[参照条文]

議案第19号と同じ。

議案第29号（障がい福祉課）

栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正

現	行
(指定障がい者支援施設の一般原則)	
第3条 略	
2 略	
3 指定障がい者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 <u>責任者を設置する</u> 等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。	
(従業者の員数)	
第5条 指定障がい者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。	
(1)～(3) 略	
(4) 就労移行支援を行う場合	
ア～ウ 略	
エ <u>ア（イ）の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</u>	
オ 略	
(5)・(6) 略	
2・3 略	
(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)	
第6条 複数の昼間実施サービスを行う指定障がい者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第5条第1項第1号エ、第2号エ及びオ、第3号エ、第4号ウ（イ（ア）に係る部分を除く。） <u>及びエ</u> 並びに第5号イの規定にかかわらず、当該指定障がい者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。	
2 複数の昼間実施サービスを行う指定障がい者支援施設は、第5条第1項第1号ア（ウ）及びオ、第2号ア（イ）及びカ、第3号ア（イ）及びオ、第4号ア（ウ）、 <u>イ（イ）及びオ</u> 並びに第5号ア（イ）及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障がい者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。	

する条例

改 正 案

(指定障がい者支援施設の一般原則)

第3条 略

2 略

3 指定障がい者支援施設は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(従業者の員数)

第5条 指定障がい者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 就労移行支援を行う場合

ア～ウ 略

エ 略

(5)・(6) 略

2・3 略

(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)

第6条 複数の昼間実施サービスを行う指定障がい者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第5条第1項第1号エ、第2号エ及びオ、第3号エ、第4号ウ（イ（ア）に係る部分を除く。）並びに第5号イの規定にかかわらず、当該指定障がい者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障がい者支援施設は、第5条第1項第1号ア（ウ）及びオ、第2号ア（イ）及びカ、第3号ア（イ）及びオ、第4号ア（ウ）、イ（イ）及びエ並びに第5号ア（イ）及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障がい者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

現	行
	できる。
(サービス提供困難時の対応)	
第13条 指定障がい者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当該指定障がい者支援施設が通常時に当該施設障がい福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適當な他の指定障がい者支援施設、指定生活介護事業者（栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木市条例第17号）第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同条例第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定就労移行支援事業者（同条例第163条第1項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援B型事業者（同条例第189条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	
2 略	
(施設障がい福祉サービス計画の作成等)	
第25条 略	
2～4 略	
5 サービス管理責任者は、施設障がい福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障がい福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障がい福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。	
6～10 略	

改 正 案

できる。

(サービス提供困難時の対応)

第13条 指定障がい者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当該指定障がい者支援施設が通常時に当該施設障がい福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適當な他の指定障がい者支援施設、指定生活介護事業者（栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木市条例第17号。第34条第3項において「指定障がい福祉サービス等基準条例」という。）第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同条例第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定就労移行支援事業者（同条例第163条第1項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援B型事業者（同条例第189条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 略

(施設障がい福祉サービス計画の作成等)

第25条 略

2～4 略

5 サービス管理責任者は、施設障がい福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障がい福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障がい福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 略

現	行
(職場への定着のための <u>支援</u> の実施)	
第34条 略	
2 略	
(運営規程)	
第44条 指定障がい者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（ <u>第50条</u> において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。	
(1)～(13) 略	
(勤務体制の確保等)	
第45条 略	
2・3 略	

改 正 案

(職場への定着のための支援等の実施)

第34条 略

2 略

- 3 指定障がい者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援(指定障がい福祉サービス等基準条例第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。
- 4 指定障がい者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(運営規程)

第44条 指定障がい者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(第50条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(13) 略

(勤務体制の確保等)

第45条 略

2・3 略

- 4 指定障がい者支援施設は、適切な施設障がい福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第45条の2 指定障がい者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障がい福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

現 行

(非常災害対策)

第47条 略

2 略

3 略

(衛生管理等)

第48条 略

2 指定障がい者支援施設は、指定障がい者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第50条 略

(身体拘束等の禁止)

改 正 案

- 2 指定障がい者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定障がい者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第47条 略

2 略

- 3 指定障がい者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 略

(衛生管理等)

第48条 略

2 指定障がい者支援施設は、当該指定障がい者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定障がい者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定障がい者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定障がい者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第50条 略

- 2 指定障がい者支援施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障がい者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

現 行

第51条 略

2 略

改 正 案

第51条 略

2 略

3 指定障がい者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（虐待の防止）

第57条の2 指定障がい者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定障がい者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定障がい者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(障がい福祉課)

議案第30号

栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 障がい福祉サービス事業者の一般原則を改めること。（第3条関係）
- 2 非常災害対策を改めること。（第8条関係）
- 3 テレビ電話装置等の活用を加えること。（第17条関係）
- 4 勤務体制の確保等を改めること。（第25条関係）
- 5 業務継続計画の策定に係る基準を定めること。（第25条の2関係）
- 6 衛生管理等を改めること。（第27条及び第48条関係）
- 7 身体拘束等の禁止を改めること。（第28条関係）
- 8 虐待の防止に係る措置を定めること。（第32条の2関係）
- 9 就労定着支援事業者との連絡調整に係る基準を定めること。
(第44条の2、第67条及び第82条関係)
- 10 引用条項を改めること。

(第50条、第55条、第60条、第64条、第69条、第84条、第87条及び第89条関係)

1 1 就労支援員の常勤要件を廃止すること。 (第63条関係)

1 2 厚生労働大臣が定める事項の評価等に係る基準を定めること。

(第71条の3関係)

[参照条文]

議案第19号と同じ。

議案第30号（障がい福祉課）

栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条

現	行
目次	
第1章 略	
第2章 療養介護（第4条—第32条）	
第3章～第9章 略	
附則	
(障がい福祉サービス事業者の一般原則)	
第3条 略	
2	略
3	障がい福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 <u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u>
(非常災害対策)	
第8条 略	
2	略
3	略
(療養介護計画の作成等)	
第17条 略	
2～4	略
5	サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
6～10	略

例

改 正 案

目次

第1章 略

第2章 療養介護（第4条—第32条の2）

第3章～第9章 略

附則

(障がい福祉サービス事業者の一般原則)

第3条 略

2 略

3 障がい福祉サービス事業者は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第8条 略

2 略

3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 略

(療養介護計画の作成等)

第17条 略

2～4 略

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 略

現 行

(勤務体制の確保等)

第25条 略

2・3 略

(衛生管理等)

第27条 略

2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

改 正 案

(勤務体制の確保等)

第25条 略

2・3 略

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第27条 略

2 療養介護事業者は、当該療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

現 行

(身体拘束等の禁止)

第28条 略

2 略

(職場への定着のための支援の実施)

第44条の2 略

改 正 案

(身体拘束等の禁止)

第28条 略

2 略

3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(虐待の防止)

第32条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(職場への定着のための支援等の実施)

第44条の2 略

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者が、指定就労定着支援（栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木市条例第17号）第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。）

現 行

(衛生管理等)

第48条 略

2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第50条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条までの規定は、生活介護の事業について準用する。

(準用)

第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第44条の2から第49条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第17条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

(準用)

第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第36条まで、第40条、第41条、第44条の2から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第17条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第40条第2

改 正 案

以下同じ。)との連絡調整に努めなければならない。

(衛生管理等)

第48条 略

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(準用)

第50条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2までの規定は、生活介護の事業について準用する。

(準用)

第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第44条の2から第49条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第17条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

(準用)

第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第40条、第41条、第44条の2から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第17条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第40条

現 行

項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

（職員の配置の基準）

第63条 略

2～5 略

6 第1項第3号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 略

（認定就労移行支援事業所の職員の員数）

第64条 略

2 前項の職員及びその員数については、前条第2項から第5項まで及び第7項の規定を準用する。

（職場への定着のための支援の実施）

第67条 略

（準用）

第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条、第44条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第17条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第37条ただし書及び第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

改 正 案

第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

（職員の配置の基準）

第63条 略

2～5 略

6 略

（認定就労移行支援事業所の職員の員数）

第64条 略

2 前項の職員及びその員数については、前条第2項から第6項までの規定を準用する。

（職場への定着のための支援等の実施）

第67条 略

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

（準用）

第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条、第44条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第17条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第37条ただし書及び第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第71条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に

現 行

(職場への定着のための支援等の実施)

第82条 略

(準用)

第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、第41条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。

(準用)

第87条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、第53条、第71条、第73条から第75条まで及び第80条から第82条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と読み替えるものとする。

(職員の員数等の特例)

第89条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満である場合は、第39条第7項、第52条第7項及び第8項、第59条第7項、第63条第5項及び第6項並びに第74条第5項（第87条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支

改 正 案

1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第82条 略

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(準用)

第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第41条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。

(準用)

第87条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、第53条、第71条、第73条から第75条まで及び第80条から第82条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と読み替えるものとする。

(職員の員数等の特例)

第89条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満である場合は、第39条第7項、第52条第7項及び第8項、第59条第7項、第63条第5項並びに第74条第5項（第87条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を

現 行

援事業等を一体的に行う場合にあっては、指定通所支援基準の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準第5条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 多機能型事業所は、第39条第1項第4号及び第8項、第52条第1項第3号及び第9項、第59条第1項第4号及び第8項、第63条第1項第4号及び第7項並びに第74条第1項第3号及び第6項（これらの規定を第87条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1)・(2) 略

3 略

改 正 案

一体的に行う場合にあっては、指定通所支援基準の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準第5条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 多機能型事業所は、第39条第1項第4号及び第8項、第52条第1項第3号及び第9項、第59条第1項第4号及び第8項、第63条第1項第4号及び第6項並びに第74条第1項第3号及び第6項（これらの規定を第87条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1)・(2) 略

3 略

(障がい福祉課)

議案第31号

栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営
に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指
定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正
に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市指定障がい福祉サービ
スの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正
することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 指定障がい福祉サービス事業者的一般原則を改めること。

(第3条関係)

2 引用条項を改めること。

(第32条、第44条、第49条、第69条、第77条、第78条、第9
1条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123
条、第149条、第149条の4、第158条、第159条、第159条
の4、第164条、第172条、第185条、第190条、第194条、
第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11、
第201条の22、第202条及び第210条関係)

3 勤務体制の確保等を改めること。

(第34条、第70条、第200条及び第201条の21関係)

- 4 業務継続計画の策定に係る基準を定めること。(第34条の2関係)
- 5 衛生管理等を改めること。(第35条、第73条及び第92条関係)
- 6 掲示を改めること。(第36条、第74条及び第94条関係)
- 7 身体拘束等の禁止を定めること。(第36条の2関係)
- 8 虐待の防止に係る措置を定めること。(第41条の2関係)
- 9 テレビ電話装置等の活用を加えること。

(第60条及び第194条の8関係)

- 10 非常災害対策を改めること。(第72条関係)
- 11 条を削除すること。(第75条関係)
- 12 就労定着支援事業者との連絡調整に係る基準を定めること。

(第87条の2、第170条及び第183条関係)

- 13 就労支援員の常勤要件を廃止すること。(第163条関係)
- 14 厚生労働大臣が定める事項の評価等に係る基準を定めること。

(第184条の3関係)

- 15 字句を整理すること。

(第196条、第201条の4及び第201条の14関係)

- 16 共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例の期限を延長すること。(附則関係)

[参照条文]

議案第19号と同じ。

議案第31号（障がい福祉課）

栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の

現	行
(指定障がい福祉サービス事業者的一般原則)	
第3条 略	
2 略	
3 指定障がい福祉サービス事業者は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、 <u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u>	
(運営規程)	
第32条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（ <u>第36条</u> において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。	
(1)～(9) 略	
(勤務体制の確保等)	
第34条 略	
2・3 略	

一部を改正する条例

改 正 案

(指定障がい福祉サービス事業者の一般原則)

第3条 略

2 略

3 指定障がい福祉サービス事業者は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(運営規程)

第32条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第36条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(9) 略

(勤務体制の確保等)

第34条 略

2・3 略

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第34条の2 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

現 行

(衛生管理等)

第35条 略

2 略

(掲示)

第36条 略

改 正 案

(衛生管理等)

第35条 略

2 略

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第36条 略

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

第36条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に

現 行

(準用)

第44条 第10条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障がい福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第44条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条第1項において準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第44条第1項において準用する第36条」と、第33条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第10条から第32条まで及び第34条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障がい福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条第2項において準用する次条第1項」と、第24

改 正 案

周知徹底を図ること。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(虐待の防止)

第41条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(準用)

第44条 第10条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障がい福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第44条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条第1項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する第36条第1項」と、第33条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第10条から第32条まで及び第34条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障がい福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第2項において準用する第32条」と、第21条第2

現 行

条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第44条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第44条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第44条第2項において準用する第36条」と読み替えるものとする。

(運営に関する基準)

第49条 第5条第1項及び第4節（第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第1項において準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第49条第1項において準用する第36条」と読み替えるものとする。

2 第5条第2項から第4項まで、第4節（第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。）及び第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障がい福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第49条第2項において準用する第36条」と読み替えるものとする。

改 正 案

項中「次条第1項」とあるのは「第44条第2項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第44条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第44条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第1項」とあるのは「第44条第2項において準用する第36条第1項」と読み替えるものとする。

(運営に関する基準)

第49条 第5条第1項及び第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、第36条の2及び第44条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第1項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する第36条第1項」と読み替えるものとする。

2 第5条第2項から第4項まで、第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、第36条の2及び第44条を除く。)及び第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障がい福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する第36条第1項」と読み替えるものとする。

現 行

て準用する第36条と、第48条第1項第2号中「第45条第3項」とあるのは「第49条第2項において準用する第45条第3項」と、第48条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項」と読み替えるものとする。

(療養介護計画の作成等)

第60条 略

2～4 略

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 略

(運営規程)

第69条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第74条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

(1)～(10) 略

(勤務体制の確保等)

第70条 略

2・3 略

(非常災害対策)

第72条 略

2 略

改 正 案

49条第2項において準用する第36条第1項と、第48条第1項第2号中「第45条第3項」とあるのは「第49条第2項において準用する第45条第3項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項」と読み替えるものとする。

(療養介護計画の作成等)

第60条 略

2~4 略

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6~10 略

(運営規程)

第69条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第74条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)~(10) 略

(勤務体制の確保等)

第70条 略

2・3 略

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第72条 略

2 略

現 行

3 略

(衛生管理等)

第73条 略

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第74条 略

(身体拘束等の禁止)

第75条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(記録の整備)

改 正 案

3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 略

(衛生管理等)

第73条 略

2 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第74条 略

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第75条 削除

(記録の整備)

現 行

第77条 略

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 第75条第2項に規定する身体拘束等の記録

(5)・(6) 略

(準用)

第78条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第37条、第38条第1項及び第39条から第41条までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第69条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第56条第1項」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援の実施)

第87条の2 略

(運営規程)

第91条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第94条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

(1)～(12) 略

(衛生管理等)

第92条 略

2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はま

改 正 案

第77条 略

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 次条において準用する第36条の2第2項に規定する身体拘束等の記録

(5)・(6) 略

(準用)

第78条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第34条の2、第36条の2から第38条（第2項を除く。）まで及び第39条から第41条の2までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第69条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第56条第1項」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第87条の2 略

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(運営規程)

第91条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第94条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

(1)～(12) 略

(衛生管理等)

第92条 略

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又

現	行
ん延しないように <u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>	
(掲示)	
第94条 略	
(準用)	
第95条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、 <u>第37条</u> から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条 まで <u>及び第75条から第77条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この</u> 場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第91条」と、第21条第2項 中「次条第1項」とあるのは「第84条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」 とあるのは「第84条第2項」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは 「第95条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第 90条」と、 <u>同項第5号及び第6号中</u> 「次条」とあるのは「第95条」と読み替えるものと する。	
(準用)	
第95条の5 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第2 9条、 <u>第37条</u> から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第7	

改 正 案

はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第94条 略

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(準用)

第95条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条及び第77条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第84条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第84条第2項」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第95条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第95条」と読み替えるものとする。

(準用)

第95条の5 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条ま

現 行
0条から第72条まで、 <u>第75条から第77条まで</u> 、第80条、第81条及び前節（第95条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。
(準用)
第110条 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、 <u>第37条から第43条まで</u> 、第62条、第68条、第70条、第72条、 <u>第75条</u> 、第76条、第89条及び第92条から第94条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第108条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第105条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第105条第2項」と、 <u>第94条中「前条」</u> とあるのは「第110条において準用する前条」と読み替えるものとする。
(準用)
第110条の4 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、 <u>第37条から第43条まで</u> 、第52条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、 <u>第75条</u> 、第76条、第89条、第92条から第94条まで、第99条及び前節（第109条及び第110条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。
(準用)
第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、 <u>第35条から第43条まで</u> 及び第68条の規定は、指定重度障がい者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第123条において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第123条において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。
(準用)

改 正 案

で、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第80条、第81条及び前節（第95条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

（準用）

第110条 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第34条の2、第36条の2から第43条まで、第62条、第68条、第70条、第72条、第76条、第89条及び第92条から第94条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第108条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第105条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第105条第2項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第110条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第110条の4 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第34条の2、第36条の2から第43条まで、第52条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第89条、第92条から第94条まで、第99条及び前節（第109条及び第110条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

（準用）

第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、第34条（第1項及び第2項を除く。）から第43条まで及び第68条の規定は、指定重度障がい者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第123条において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第123条において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。

（準用）

現 行

第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで及び第87条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第149条」と読み替えるものとする。

(準用)

第149条の4 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第81条、第87条の2から第94条まで、第142条及び前節（第149条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

(記録の整備)

第158条 略

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 次条において準用する第75条第2項に規定する身体拘束等の記録

(5)・(6) 略

(準用)

第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで及び第87条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

改 正 案

第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条及び第87条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第149条」と読み替えるものとする。

(準用)

第149条の4 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第81条、第87条の2から第94条まで、第142条及び前節（第149条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

(記録の整備)

第158条 略

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 次条において準用する第36条の2第2項に規定する身体拘束等の記録

(5)・(6) 略

(準用)

第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2、第

現 行
2条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、 <u>第75条</u> 、 第76条、第87条の2から第94条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立 訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32 条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1 項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中 「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第60条第8項中「6月」とある のは「3月」と読み替えるものとする。
(準用)
第159条の4 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、 <u>第37条</u> から 第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、 <u>第75条</u> 、 第76条、第81条、第87条の2から第94条まで、第147条、第148条、第152条及び前節（第159条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練） の事業について準用する。
(従業者の員数)
第163条 略
2～4 略
<u>5 第1項第2号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</u>
<u>6</u> 略
(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数)
第164条 略
2 前項の従業者及びその員数については、 <u>前条第2項から第4項まで及び第6項</u> の規定を準 用する。
(職場への定着のための <u>支援</u> の実施)
第170条 略

改 正 案

36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第87条の2から第94条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

(準用)

第159条の4 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第81条、第87条の2から第94条まで、第147条、第148条、第152条及び前節（第159条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

(従業者の員数)

第163条 略

2～4 略

5 略

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数)

第164条 略

2 前項の従業者及びその員数については、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

(職場への定着のための支援等の実施)

第170条 略

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援

現	行
---	---

(準用)

第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第157条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第172条」と、第157条の2第1項中「支給決定障がい者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障がい者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障がい者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障がい者（厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第183条 略

改 正 案

を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

(準用)

第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第157条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第172条」と、第157条の2第1項中「支給決定障がい者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障がい者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障がい者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障がい者（厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第183条 略

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

現 行

(準用)

第185条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、第146条、第147条及び第171条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第184条の2」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第185条において準用する第146条第2項」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第185条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第185条において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第185条」と読み替えるものとする。

(準用)

第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第190条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第190条において準用する第146条第2項」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中

改 正 案

第184条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第185条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、第146条、第147条及び第171条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第184条の2」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第185条において準用する第146条第2項」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第185条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第185条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第185条」と読み替えるものとする。

(準用)

第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第190条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第190条において準用する第146条第2項」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する第90条」と、同項第4号か

現 行

「次条」とあるのは「第190条」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と読み替えるものとする。

(準用)

第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第75条から第77条まで、第86条、第89条、第90条、第91条から第94条まで、第146条（第1項を除く。）、第147条、第181条から第183条まで及び第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第194条」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援の実施)

第194条の8 略

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(準用)

第194条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の10」と、

改 正 案

ら第6号までの規定中「次条」とあるのは「第190条」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と読み替えるものとする。

(準用)

第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第91条から第94条まで、第146条（第1項を除く。）、第147条、第181条から第183条まで及び第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第194条」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第194条の8 略

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(準用)

第194条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とある

現 行
<u>第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の12において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条の12において準用する第22条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。</u>
(準用)
第194条の20 第10条から第24条まで、第30条、 <u>第34条から第42条まで</u> 、第59条、第60条、第62条、第68条、第194条の6、第194条の10及び第194条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の20において準用する第194条の10」と、 <u>第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。</u>
(従業者の員数)
第196条 略
2 略
3 第1項に規定する <u>指定共同生活援助</u> の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
(勤務体制の確保等)
第200条 略
2～5 略

改 正 案

のは「第194条の10」と読み替えるものとする。

(準用)

第194条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第194条の6、第194条の10及び第194条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の20において準用する第194条の10」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第196条 略

2 略

3 第1項に規定する指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(勤務体制の確保等)

第200条 略

2～5 略

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

現 行
(準用)
第201条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、 <u>第37条</u> から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、 <u>第75条</u> から <u>第77条</u> まで、第90条、第92条、第94条及び第157条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第199条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第198条の4第2項」と、第77条第2項第3号中「第67条」とあるのは「第201条において準用する第90条」と、 <u>同項第5号及び第6号中</u> 「次条」とあるのは「第201条」と、 <u>第94条中</u> 「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障がい者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障がい者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障がい者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障がい者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。
(従業者の員数)
第201条の4 略
2・3 略
4 第1項及び第2項に規定する <u>日中サービス支援型指定共同生活援助の</u> 従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
5 第1項及び第2項に規定する <u>日中サービス支援型指定共同生活援助の</u> 従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
(準用)
第201条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、 <u>第37条</u> から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68

改 正 案

(準用)

第201条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第76条、第77条、第90条、第92条、第94条及び第157条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第199条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第198条の4第2項」と、第77条第2項第3号中「第67条」とあるのは「第201条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障がい者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障がい者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障がい者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障がい者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第201条の4 略

2・3 略

4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第201条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、

現 行
<p>条、第72条、<u>第75条から第77条まで</u>、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで及び第199条の3から第200条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条の11において準用する第199条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第2項」と、<u>第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条とあるのは「第201条の11において読み替えて準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の11において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第201条の11」と、<u>第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の11において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障がい者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障がい者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障がい者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障がい者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第201条の14 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>

改 正 案

第62条、第68条、第72条、第76条、第77条、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで及び第199条の3から第200条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条の11において準用する第199条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第2項」と、第77条第2項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の11において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条の11」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の11において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障がい者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障がい者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障がい者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障がい者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第201条の14 略

2 略

3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

現	行
(勤務体制の確保等)	
第201条の21 略	
2~4 略	
(準用)	
第201条の22 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、 <u>第37条</u> から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、 <u>第75条から第77条まで</u> 、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで、第199条、第199条の2及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第2項」と、 <u>第77条第2項第3号中「第67条」</u> とあるのは「第201条の22において準用する第90条」と、 <u>同項第5号及び第6号中「次条」</u> とあるのは「第201条の22」と、 <u>第94条中「前条の協力医療機関」</u> とあるのは「第201条の22において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障がい者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障がい者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障がい者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障がい者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。	

改 正 案

(勤務体制の確保等)

第201条の21 略

2~4 略

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第201条の22 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、
第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、
第68条、第72条、第76条、第77条、第90条、第92条、第94条、第157条の
2、第198条の2から第198条の6まで、第199条、第199条の2及び第200条
の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条
の22において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」と
あるのは「第201条の22において準用する第198条の4第2項」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第55条第
1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の22において準用する第9
0条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条の22」と、
第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の22において準用する
第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条
の2第1項中「支給決定障がい者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障がい者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障がい者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障がい者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

現 行
(従業者の員数等に関する特例)
<p>第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第62条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第143条第6項及び第7項、第153条第6項、<u>第163条第4項及び第5項</u>並びに第174条第4項（第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとすることができます。</p> <p>2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第80条第1項第3号及び第7項、第143条第1項第2号及び第8項、第153条第1項第3号及び第7項、<u>第163条第1項第3号及び第6項</u>並びに第174条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができます。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第210条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、<u>第37条</u>から第42条まで、第59条から<u>第61条</u>まで、第68条、第70条から第72条まで、第77条、第83条、第91条（第10号を除く。）及び<u>第94条</u>の規定は、特定基準該当障がい福祉サービスの事業について準用する。この場合</p>

改 正 案

(従業者の員数等に関する特例)

第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第62条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第143条第6項及び第7項、第153条第6項、第163条第4項並びに第174条第4項（第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとすることができます。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第80条第1項第3号及び第7項、第143条第1項第2号及び第8項、第153条第1項第3号及び第7項、第163条第1項第3号及び第5項並びに第174条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができます。

(1)・(2) 略

(準用)

第210条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第83条、第88条から第90条まで、第91条（第10号を除く。）及び第92条から第94条までの

現 行
<p>において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第210条第1項において準用する第94条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項及び第3項、第210条第3項及び第5項において準用する第146条第2項及び第3項並びに第210条第4項において準用する第157条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項、第210条第3項及び第5項において準用する第146条第2項並びに第210条第4項において準用する第157条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障がい福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障がい福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障がい福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては、3月）」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「<u>第210条第2項から第5項までにおいて準用する第90条</u>」と、<u>同項第5号及び第6号中</u>「次条」とあるのは「第210条第1項」と、<u>第94条中</u>「前条」とあるのは「<u>第210条第2項から第5項までにおいて準用する前条</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 <u>第62条、第75条、第76条、第79条、第84条（第1項を除く。）、第85条（第5項を除く。）、第86条から第90条まで、第92条及び第93条</u>の規定は、特定基準該当障がい福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。<u>この場合において、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、第142条、第146条（第1項を除く。）、第147条（第3項を除く。）及び第148条第2項</u>の規定は、特定基準該当障がい福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。<u>この場合において、第90条第2号中「介護</u></p>

改 正 案

規定は、特定基準該当障がい福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第210条第1項において準用する第94条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項及び第3項、第210条第3項及び第5項において準用する第146条第2項及び第3項並びに第210条第4項において準用する第157条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項、第210条第3項及び第5項において準用する第146条第2項並びに第210条第4項において準用する第157条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障がい福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計」とあるのは「その提供する特定基準該当障がい福祉サービスの事業ごとに、その会計」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障がい福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては、3月）」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第210条第1項において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第210条第1項」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第210条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。

- 2 第79条、第84条（第1項を除く。）、第85条（第5項を除く。）及び第86条の規定は、特定基準該当障がい福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。
- 3 第142条、第146条（第1項を除く。）、第147条（第3項を除く。）及び第148条第2項の規定は、特定基準該当障がい福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。

現 行
<u>給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。</u>
4 <u>第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、第147条（第3項を除く。）、第148条第2項、第152条及び第157条（第1項及び第4項を除く。）の規定は、特定基準該当障がい福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。</u>
5 <u>第62条、第75条、第76条、第86条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、第146条（第1項を除く。）、第147条（第3項を除く。）、第181条から第183条まで、第186条及び第189条の規定は、特定基準該当障がい福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第210条第1項」と読み替えるものとする。</u>

附 則

1・2 略

(指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

3 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内における当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、第199条第3項の規定は、平成30年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

4 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内における当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、第199条第3項の規定は、平成30年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

改 正 案

- 4 第147条（第3項を除く。）、第148条第2項、第152条及び第157条（第1項及び第4項を除く。）の規定は、特定基準該当障がい福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。
- 5 第86条、第146条（第1項を除く。）、第147条（第3項を除く。）、第181条から第183条まで、第186条及び第189条の規定は、特定基準該当障がい福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第210条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

1・2 略

（指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

3 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内における当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、第199条第3項の規定は、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

4 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内における当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、第199条第3項の規定は、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

現 行

(1)・(2) 略

5～14 略

改 正 案

(1)・(2) 略

5～14 略

(障がい福祉課)

議案第32号

栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福
祉ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う
必要が生じたため、栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 基本方針を改めること。 (第2条関係)
- 2 非常災害対策を改めること。 (第5条関係)
- 3 引用条項を改めること。 (第7条関係)
- 4 勤務体制の確保等に係る基準を定めること。 (第12条関係)
- 5 業務継続計画の策定に係る基準を定めること。 (第13条の2関係)
- 6 衛生管理等を改めること。 (第14条関係)
- 7 虐待の防止に係る措置を定めること。 (第17条の2関係)

[参照条文]

議案第19号と同じ。

議案第32号（障がい福祉課）

栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

現	行
(基本方針)	
第2条 略	
2・3 略	
4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 <u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u>	
(非常災害対策)	
第5条 略	
2 略	
3 略	
(記録の整備)	
第7条 略	
2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。	
(1) 略	
(2) <u>第15条第2項</u> に規定する苦情の内容等の記録	
(3) <u>第16条第2項</u> に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	

改 正 案

(基本方針)

第2条 略

2・3 略

4 福祉ホームは、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第5条 略

2 略

3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 略

(記録の整備)

第7条 略

2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第16条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 第17条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(勤務体制の確保等)

第12条 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な

現 行

第12条 略

(衛生管理等)

第13条 略

2 福祉ホームは、福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第14条～第16条 略

改 正 案

言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第13条 略

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 略

2 福祉ホームは、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(第17条の2第1号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第15条～第17条 略

(虐待の防止)

第17条の2 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等

現

行

改 正 案

を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(障がい福祉課)

議案第 33 号

栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 基本方針を改めること。 (第 2 条関係)
- 2 非常災害対策を改めること。 (第 4 条関係)
- 3 引用条項を改めること。 (第 6 条関係)
- 4 勤務体制の確保等に係る基準を定めること。 (第 14 条関係)
- 5 業務継続計画の策定に係る基準を定めること。 (第 15 条の 2 関係)
- 6 衛生管理等を改めること。 (第 16 条関係)
- 7 虐待の防止に係る措置を定めること。 (第 19 条の 2 関係)

[参照条文]

議案第 19 号と同じ。

議案第33号（障がい福祉課）

栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

現	行
(基本方針)	
第2条 略	
2・3 略	
4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 <u>責任者を設置する等</u> 必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。	
(非常災害対策)	
第4条 略	
2 略	
3 略	
(記録の整備)	
第6条 略	
2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。	
(1) 略	
(2) <u>第17条第2項</u> に規定する苦情の内容等の記録	
(3) <u>第18条第2項</u> に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	

改 正 案

(基本方針)

第2条 略

2・3 略

4 地域活動支援センターは、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第4条 略

2 略

3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 略

(記録の整備)

第6条 略

2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第18条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 第19条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(勤務体制の確保等)

第14条 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければ

現

行

第14条 略

(衛生管理等)

第15条 略

2 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第16条～第18条 略

改 正 案

ならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第15条 略

(業務継続計画の策定等)

第15条の2 地域活動支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 略

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第19条の2第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第17条～第19条 略

現 行

改 正 案

(虐待の防止)

第19条の2 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(生活福祉課)

議案第34号

栃木市保護費即時払基金条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市保護費即時払基金を増額するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市保護費即時払基金条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

基金の額を300万円以内に改めること。（第2条関係）

〔参考条文〕

議案第19号と同じ。

議案第34号（生活福祉課）

栃木市保護費即時払基金条例の一部を改正する条例

現	行
(基金の額)	
第2条 基金の額は、 <u>150万円以内</u> とする。	

改 正 案

(基金の額)

第2条 基金の額は、300万円以内とする。

(地域包括ケア推進課)

議案第 35 号

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

介護保険事業計画の見直し及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市介護保険条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における介護保険料率を改め、租税特別措置法に係る引用条項を加えること。(第 3 条関係)
- 2 令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率の算定に関する基準の特例を定めること。(附則関係)

[参照条文]

議案第 19 号と同じ。

議案第35号（地域包括ケア推進課）

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例

現 行

第3章 保険料

(保険料率)

第3条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 33,600円
- (2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 43,680円
- (3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 50,400円
- (4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 57,120円
- (5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 67,200円
- (6) 次のいずれかに該当する者 80,640円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が125万円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

- (7) 次のいずれかに該当する者 87,360円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

改 正 案

第3章 保険料

(保険料率)

第3条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 35, 988円
- (2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 46, 784円
- (3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 53, 982円
- (4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 61, 179円
- (5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 71, 976円
- (6) 次のいずれかに該当する者 86, 371円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）が125万円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

- (7) 次のいずれかに該当する者 93, 568円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

現 行
(8) 次のいずれかに該当する者 <u>100,800円</u>
ア 略
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）
(9) 次のいずれかに該当する者 <u>117,600円</u>
ア 略
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。）
(10) 次のいずれかに該当する者 <u>134,400円</u>
ア 略
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）
(11) 次のいずれかに該当する者 <u>151,200円</u>
ア 略
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）
(12) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>168,000円</u>
2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和2年度</u> の保険

改 正 案

(8) 次のいずれかに該当する者 107, 964円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 125, 958円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 143, 952円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 161, 946円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 179, 940円

ア 合計所得金額が1, 000万円以上1, 200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 197, 934円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令

現 行

料率は、同号の規定にかかわらず、2万160円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度の保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万160円」とあるのは、「2万6,880円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度の保険料率について準用する。この場合において、第2項中「2万160円」とあるのは、「4万7,040円」と読み替えるものとする。

附 則

第1条～第14条 略

改 正 案

和5年度までの保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万1,592円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万1,592円」とあるのは、「2万8,790円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの保険料率について準用する。この場合において、第2項中「2万1,592円」とあるのは、「5万383円」と読み替えるものとする。

附 則

第1条～第14条 略

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第15条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第3号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 目次に第11章雑則を加えること。（目次関係）

2 高齢者虐待防止に係る規定を定めること。

（第3条、第32条、第41条の2、第56条、第71条、第93条、第108条、第130条、第151条、第173条、第196条及び第214条関係）

3 字句の整理を行うこと。

（第7条、第60条、第79条、第79条の3、第97条、第102条、第103条、第110条、第113条、第137条、第157条、第177条、第205条、第217条及び第230条関係）

4 ハラスメント対策に係る規定を定めること。

（第33条、第57条、第72条、第152条、第174条、第197条

及び第215条関係)

- 5 業務継続計画の策定に係る基準を定めること。(第33条の2関係)
- 6 感染症対策に係る規定を定めること。
(第34条、第75条及び第199条関係)
- 7 テレビ電話装置等の活用を加えること。
(第34条、第40条、第41条の2、第75条、第76条、第95条、第117条、第146条、第166条、第185条、第186条、第199条、第203条、第210条関係)
- 8 掲示に代える要件を加えること。(第35条関係)
- 9 人員の配置基準等の見直し又は緩和を行うとともに勤務体制の確保等を改めること。
(第48条、第57条、第104条、第112条、第139条及び第179条関係)
- 10 事業所と同一の建物に居住する利用者以外の者に対する適正なサービス提供の確保に係る規定を定めること。(第58条関係)
- 11 介護従業者の認知症介護基礎研修受講に係る規定を加えること。
(第72条、第152条、第174条、第197条及び第215条関係)
- 12 非常災害対策における地域住民との連携について定めること。
(第74条関係)
- 13 地域の実情により市が必要と認めた場合に、一定の条件下で登録定員及び利用定員の基準超過を可能とすること。(第131条関係)
- 14 認知症対応型共同生活介護におけるユニット数を改めるとともに、サテライト型事業所の基準を加えること。
(第139条、第140条、第142条及び第150条関係)

1 5 第三者による外部評価の方法として運営推進会議の活用を加えること。

(第146条関係)

1 6 栄養管理に係る規定を定めること。 (第191条の2関係)

1 7 口腔衛生の管理に係る規定を定めること。 (第191条の3関係)

1 8 事故発生防止のための担当者を定めること。 (第203条関係)

1 9 1ユニットの定員を緩和するとともに、ユニット型個室的多床室の新規設置を禁止すること。 (第208条関係)

2 0 電磁的記録に係る規定を定めること。 (第231条関係)

[参照条文]

議案第19号と同じ。

現 行

目次

第1章～第9章 略

第10章 看護小規模多機能型居宅介護

第1節～第3節 略

第4節 運営に関する基準（第224条～第230条）

附則

（指定地域密着型サービスの事業の一般原則）

第3条 略

2 略

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）

第7条 略

2～4 略

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第179条第12項において同じ。）

(2) 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。）

部を改正する条例

改 正 案

目次

第1章～第9章 略

第10章 看護小規模多機能型居宅介護

第1節～第3節 略

第4節 運営に関する基準（第224条—第230条）

第11章 雜則（第231条）

附則

（指定地域密着型サービスの事業の一般原則）

第3条 略

2 略

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者の員数）

第7条 略

2～4 略

5 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第48条第4項第1号及び第179条第12項において同じ。)

(2) 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。第48条第4項第2号において同じ。)

現 行
(3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。）
(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第112条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）
(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第139条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第102条第1項、第103条、第112条第6項、第113条第3項及び第114条において同じ。）
(6) 指定地域密着型特定施設（第158条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第102条第1項、第103条第1項及び第112条第6項において同じ。）
(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第102条第1項、第103条第1項及び第112条第6項において同じ。）
(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第219条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第6章から第9章までにおいて同じ。）
(9)～(12) 略
6～12 略
(運営規程)
第32条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
(1)～(7) 略
<u>(8) 略</u>
(勤務体制の確保等)
第33条 略
2～4 略

改 正 案

- (3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。第48条第4項第3号において同じ。)
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第112条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第48条第4項第4号において同じ。)
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第139条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第48条第4項第5号、第102条第1項、第103条、第112条第6項、第113条第3項及び第114条において同じ。)
- (6) 指定地域密着型特定施設（第158条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第48条第4項第6号、第102条第1項、第103条第1項及び第112条第6項において同じ。)
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第48条第4項第7号、第102条第1項、第103条第1項及び第112条第6項において同じ。)
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第219条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第48条第4項第8号及び第6章から第9章までにおいて同じ。)
- (9)～(12) 略

6～12 略

（運営規程）

第32条 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) 略

（勤務体制の確保等）

第33条 略

2～4 略

現 行

(衛生管理等)

第34条 略

2 略

改 正 案

5 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第33条の2 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第34条 略

2 略

3 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随时対応型訪

現 行

(掲示)

第35条 略

(地域との連携等)

第40条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2～4 略

改 正 案

問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第35条 略

2 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(地域との連携等)

第40条 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市職員又は当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター職員、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第76条第1項及び第117条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2～4 略

(虐待の防止)

第41条の2 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者に周

現 行
<p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第48条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。</p> <p>(1) オペレーションセンター従業者 オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上とする。</p> <p>(3) 隨時訪問サービスを行う訪問介護員等 隨時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら隨時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</p>

改 正 案

知徹底を図ること。

- (2) 当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(訪問介護員等の員数)

第48条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。

- (1) オペレーションセンター従業者 オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上
- (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上
- (3) 隨時訪問サービスを行う訪問介護員等 隨時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上

現 行

2 略

改 正 案

2 略

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、

現 行
(運営規程)
第56条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
(1)～(7) 略
<u>(8) 略</u>
(勤務体制の確保等)
第57条 略
2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、 <u>随時訪問サービスについては</u> 、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の <u>指定訪問介護事業所の訪問介護員等</u> に行わせることができる。
3 <u>前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第33条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。</u>
4 略

改 正 案

第1項の規定にかかわらず、隨時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

(運営規程)

第56条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) 略

(勤務体制の確保等)

第57条 略

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び隨時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

4 略

現 行

(地域との連携等)

第58条 略

(準用)

第60条 第10条から第23条まで、第28条、第29条、第34条から第39条まで、第41条及び第42条の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項、第20条、第34条及び第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第15条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等）」と、第28条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第71条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

(1)～(9) 略

(10) 略

改 正 案

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(地域との連携等)

第58条 略

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

(準用)

第60条 第10条から第23条まで、第28条、第29条、第33条の2から第39条まで及び第41条から第42条までの規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項、第20条、第33条の2第2項、第34条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第15条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等）」と、第28条中「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随时対応型訪問介護看護（随时対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第71条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) 略

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 略

現	行
(勤務体制の確保等)	
第72条 略	
2 略	
3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	
(非常災害対策)	
第74条 略	
(衛生管理等)	
第75条 略	
2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように <u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>	

改 正 案

(勤務体制の確保等)

第72条 略

2 略

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第74条 略

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第75条 略

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染

現 行
(地域との連携等)
第76条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。
2～5 略
(準用)
第79条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、 <u>第30条</u> 、第35条から第39条まで、第42条及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第71条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、 <u>第35条中「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</u>
(準用)
第79条の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条及び第61条、第63条、第64条第4項並びに前節（第79条を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第71条に規定する運営規程をいう。 <u>第35条において同じ。</u> ）」と、「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提

改 正 案

症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(地域との連携等)

第76条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2～5 略

(準用)

第79条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第71条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第79条の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第54条及び第61条、第63条、第64条第4項並びに前節（第79条を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第71条に規定する運営規程をいう。第35条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあ

現 行
<p>供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、<u>第35条中</u>「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第64条第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第68条第4号、第69条第5項<u>及び第72条第3項中</u>「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第78条第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第93条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1)～(8) 略</p>
<p><u>(9)</u> 略</p>
<p>(安全・サービス提供管理委員会の設置)</p> <p>第95条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>

改 正 案

るのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第64条第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第68条第4号、第69条第5項、第72条第3項及び第4項並びに第75条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第78条第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

（運営規程）

第93条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) 略

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 略

（安全・サービス提供管理委員会の設置）

第95条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2・3 略

現 行
(準用)
<p>第97条 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第66条（第3項第2号を除く。）、第67条及び第72条から第77条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。</p> <p>この場合において、<u>第35条中「運営規程」とあるのは「第93条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第72条第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第77条第4項中「第64条第4項」とあるのは「第85条第4項」と、読み替えるものとする。</u></p>
(従業者の員数)
<p>第102条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともにを行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第9条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所に</p>

改 正 案

(準用)

第97条 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第66条（第3項第2号を除く。）、第67条及び第72条から第77条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第35条第1項中「運営規程」とあるのは「第93条に規定する重要事項に関する規程」と、第72条第3項及び第4項並びに第75条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第77条第4項中「第64条第4項」とあるのは「第85条第4項」と、読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第102条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（第104条第1項において「本体事業所等」という。）の利用者、入居者又は入所者とともにを行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第9条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応

現	行
	<p>において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。) の数を合計した数について、第139条、第159条若しくは第179条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。</p>
2 略	
(利用定員等)	
第103条 略	
2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第112条第7項及び第219条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。	
(管理者)	
第104条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	
2 略	
(運営規程)	

改 正 案

型通所介護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。) の数を合計した数について、第139条、第159条若しくは第179条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

2 略

(利用定員等)

第103条 略

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第112条第7項、第139条第9項及び第219条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第104条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

(運営規程)

現 行

第108条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、
次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

(1)～(9) 略

(10) 略

(準用)

第110条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、
第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条、第65条、第66条、第70
条及び第72条から第77条までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用
する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第
108条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」
とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第76条第1項中「地域密着型通所介
護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」
と、第77条第4項中「第64条第4項」とあるのは「第101条第4項」と、第35条中
「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」
と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症
対応型通所介護について知見を有する者」と、第77条第4項中「第64条第4項」とある
のは「第101条第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第112条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多
機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす
従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同
表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定	介護職員
-------------	----------------------	------

改 正 案

第108条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

(1)～(9) 略

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 略

(準用)

第110条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、
第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第54条、
第65条、第66条、第70条及び第72条から第77条までの規定は、指定認知症対応型
通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定
する運営規程」とあるのは「第108条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第3
3条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・隨時
対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第72条第3
項及び第4項並びに第75条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあ
るのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護につ
いて知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第7
7条第4項中「第64条第4項」とあるのは「第101条第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第112条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多
機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす
従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同
表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型

指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定

介護職員

現	行	
居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、 <u>指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</u>	看護師又は准看護師
7～13 略 (管理者)		
第113条 略 2 略 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第221条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、 <u>第140条第2項</u> 、第141条及び第221条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。		
(心身の状況等の把握)		
第117条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第112条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専		

改 正 案

居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設</u> （医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、 <u>指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所</u>	看護師又は准看護師

7～13 略

(管理者)

第113条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第221条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第140条第3項、第141条及び第221条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(心身の状況等の把握)

第117条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第112条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専

現	行
門員。以下この条及び第123条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	
(運営規程)	
第130条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	
(1)～(9) 略	
(10) 略	
(定員の遵守)	
第131条 略	
(準用)	
第137条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、 <u>第41条、第42条、第70条、第72条及び第74条から第76条までの規定</u>	

改 正 案

門員。以下この条及び第123条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担当者を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(運営規程)

第130条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

(1)～(9) 略

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 略

(定員の遵守)

第131条 略

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から栃木市介護保険事業計画(法第117条第1項の規定に基づき市が定めた市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の栃木市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の栃木市介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

(準用)

第137条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第70条、第72条、第75条及び

現	行
<p>は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第130条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、<u>第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と</u>、第70条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、<u>第72条第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と</u>、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第139条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第142条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。</p>	

改 正 案

第76条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第130条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第70条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第72条第3項及び第4項並びに第75条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第139条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第142条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3

現 行

2～4 略

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であつて認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適當と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。

6～8 略

9・10 略

(管理者)

第140条 略

改 正 案

である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

2～4 略

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。

6～8 略

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

10・11 略

(管理者)

第140条 略

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

現	行
<u>2 略</u>	
第142条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は <u>1又は2</u> とする。 <u>ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</u>	
2～7 略	
(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)	
第146条 略	
2～6 略	
7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。	
(2)・(3) 略	
8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	
(管理者による管理)	
第150条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。	

改 正 案

3 略

第142条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2）とする。

2～7 略

（指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針）

第146条 略

2～6 略

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) 略

8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(1) 外部の者による評価

(2) 第157条において準用する第76条第1項に規定する運営推進会議における評価

（管理者による管理）

第150条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により

現 行

(運営規程)

第151条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

(1)～(6) 略

(7) 略

(勤務体制の確保等)

第152条 略

2 略

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。

(準用)

第157条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第37条まで、第39条、第41条、第42条、第70条、第75条、第76条第1項から第4項まで、第129条、第131条及び第134条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第151条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第70条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有す

改 正 案

当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第151条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 略

(勤務体制の確保等)

第152条 略

2 略

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第157条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、
第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第70条、第75条、
第76条第1項から第4項まで、第129条、第132条及び第134条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第151条に規定する重要事項に関する規程」と、
同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第70条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第75条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通

現	行
る者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第129条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第132条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。	
(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)	
第166条 略	
2～5 略	
6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	
(2)・(3) 略	
7 略	
(運営規程)	
第173条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	
(1)～(8) 略	
<u>(9) 略</u>	
(勤務体制の確保等)	
第174条 略	
2・3 略	
4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	

改 正 案

所介護従業者とあるのは「介護従業者」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第129条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第132条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第166条 略

2～5 略

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) 略

7 略

(運営規程)

第173条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) 略

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 略

(勤務体制の確保等)

第174条 略

2・3 略

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護

現 行

(準用)

第177条 第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第70条、第74条、第75条、第76条第1項から第4項まで及び第129条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第70条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第179条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 栄養士 1以上

(5)・(6) 略

改 正 案

福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第177条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第70条、第74条、第75条、第76条第1項から第4項まで及び第129条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第70条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第75条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第179条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。
ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)～(3) 略

(4) 栄養士又は管理栄養士 1以上

(5)・(6) 略

現	行
2 略	
3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第206条に規定するユニット型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第215条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u>	
4～7 略	
8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	
(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員 又は介護支援専門員	
(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 又は介護支援専門員	
(3) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）	
(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員	
9～12 略	
13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第9	

改 正 案

2 略

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4～7 略

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かぬことができる。

- (1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員
- (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士、作業療法士
若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員
- (3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）
- (4) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

9～12 略

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第9

現	行
	3条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かぬことができる。
14～17 略	
	(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)
第185条 略	
2～5 略	
6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	
(2)・(3) 略	
7 略	
	(地域密着型施設サービス計画の作成)
第186条 略	
2～5 略	
6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を <u>召集して</u> 行う会議をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。	

改 正 案

3条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かんとすることができる。

14～17 略

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第185条 略

2～5 略

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) 略

7 略

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第186条 略

2～5 略

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める

現 行

7～12 略

(運営規程)

第196条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 略

(勤務体制の確保等)

第197条 略

2 略

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

改 正 案

ものとする。

7～12 略

(栄養管理)

第191条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第191条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(運営規程)

第196条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) 略

(勤務体制の確保等)

第197条 略

2 略

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害さ

現 行

(衛生管理等)

第199条 略

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 略

(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 略

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第203条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2～4 略

(準用)

第205条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、第70条、第74条及び第76条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第

改 正 案

れることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第199条 略

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 略

(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(4) 略

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第203条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 事故発生の防止のための委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2~4 略

(準用)

第205条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、
第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第70条、第74条及び第76
条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。こ

現	行
<p>1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第196条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、<u>第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第70条第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</u></p>	

(設備)

第208条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) ユニット

ア 居室

(ア) 略

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあては、21.3平方メートル以上とすること。

b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(エ) 略

イ～エ 略

改 正 案

の場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第196条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第70条第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(設備)

第208条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) ユニット

ア 居室

(ア) 略

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

(エ) 略

イ～エ 略

現	行
(3)～(6) 略	
2 略	
	(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)
第210条 略	
2～7 略	
8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	
(2)・(3) 略	
9 略	
	(運営規程)
第214条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	
(1)～(8) 略	
<u>(9) 略</u>	
	(勤務体制の確保等)
第215条 略	
2・3 略	
4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	

改 正 案

(3)～(6) 略

2 略

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第210条 略

2～7 略

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) 略

9 略

(運営規程)

第214条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) 略

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 略

（勤務体制の確保等）

第215条 略

2・3 略

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設

現 行

(準用)

第217条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、第70条、第74条、第76条第1項から第4項まで、第181条から第183条まで、第186条、第189条、第191条から第195条まで及び第199条から第204条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第214条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第70条第2項中「この節」とあるのは「第9章第5節」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者と、「6月」とあるのは「2月」と、第195条中「第186条」とあるのは「第217条において準用する第186条」と、同条第5号中「第185条第5項」とあるのは「第210条第7項」と、同条第6号中「第205条」とあるのは「第217条」と、同条第7号中「第203条第3項」とあるのは「第217条において準用する第203条第3項」と、第204条第2項第2号中「第183条第2項」とあるのは「第217条において準用する第183条第2項」と、同項第3号中「第185条第5項」とあるのは「第210条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第217条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第217条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(準用)

第230条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第3

改 正 案

入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第217条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第70条、第74条、第76条第1項から第4項まで、第181条から第183条まで、第186条、第189条、第191条から第195条まで及び第199条から第204条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第214条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第70条第2項中「この節」とあるのは「第9章第5節」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第195条中「第186条」とあるのは「第217条において準用する第186条」と、同条第5号中「第185条第5項」とあるのは「第210条第7項」と、同条第6号中「第205条」とあるのは「第217条」と、同条第7号中「第203条第3項」とあるのは「第217条において準用する第203条第3項」と、第204条第2項第2号中「第183条第2項」とあるのは「第217条において準用する第183条第2項」と、同項第3号中「第185条第5項」とあるのは「第210条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第217条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第217条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(準用)

第230条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第

現 行

9条まで、第41条、第42条、第70条、第72条、第75条、第76条、第117条から第120条まで、第123条から第125条まで、第127条、第128条及び第130条から第135条までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第230条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第70条第2項中「この節」とあるのは「第10章4節」と、第72条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第117条中「第112条第12項」とあるのは「第219条第13項」と、第119条及び第127条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第135条中「第112条第6項」とあるのは「第219条第7項各号」と読み替えるものとする。

改 正 案

35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第70条、第72条、第75条、第76条、第117条から第120条まで、第123条から第125条まで、第127条、第128条及び第130条から第135条までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第230条において準用する第130条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第70条第2項中「この節」とあるのは「第10章第4節」と、第72条第3項及び第4項並びに第75条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第117条中「第112条第12項」とあるのは「第219条第13項」と、第119条及び第127条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第135条中「第112条第6項」とあるのは「第219条第7項各号」と読み替えるものとする。

第11章 雜則

(電磁的記録等)

第231条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第13条第1項（第60条、第79条、第79条の3、第97条、第110条、第137条、第157条、第177条、第205条、第217条及び前条において準用する場合を含む。）、第144条第1項、第164条第1項及び第183条第1項（第217条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

現

行

改 正 案

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

